

春の交通安全県民運動 4月6日(水)～15日(金) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(日)

子どもなど歩行者の安全の確保

県内の令和3年中の歩行者関連交通事故は、2221件(前年比2333件減)と減少しているものの、歩行者死者は35人(前年比12人減)と全死者の3割以上を占めています。

道路横断中の交通事故発生件数は、歩行者関連事故全体の5割以上を占め、道路横断中死者は20人(前年比6人減)と、歩行中死者の約6割を占めています。年齢別では、65歳以上の高齢者の歩行中死者が24人と約7割を占め、道路横断中死者20人のうち、16人が高齢者です。

春は入園・入学により、子どもたちが交通行動に新たに参加します。歩行中の安全確保のため、交通ルールやマナーを家庭や地域で学ぶ機会をつくりましょう。

歩行者保護など安全運意識の向上

信号機のない横断歩道で、歩行者横断時に車が一時停止する率は、35・3%(3・9%増)と増加しているものの、いまだ横断歩道を利用する歩行者の安全が確保されているとは言いがたい状況です。横断歩道は歩行者優先で、運転者には横断歩

道手前での減速義務や停止義務があります。

横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車などの直前直後の横断など、法令に違反する歩行者が犠牲になる事故も発生しています。

交通安全のため、運転者も歩行者も交通ルールを守りましょう。

横断歩道は歩行者優先 横断歩道手前では減速

横断歩道に近づくときは、直前で停止できる速度で走る。

歩行者優先・車両は停止

横断中または横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止する。

歩行者がいなくても安全確認

横断歩道の手前に停車している車両の横を通過するときは、一時停止する。

歩行者も意思表示と安全確認

横断しようとしていることが車両に伝わるように手を上げるなど意思表示をする。横断する前には左右を確認し、安全確認をしてから横断する。

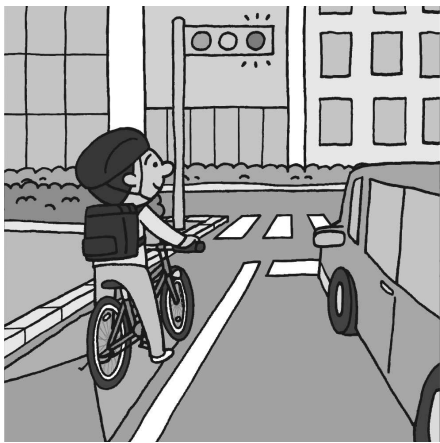
自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

令和3年中の自転車関連交通事故は、3270件(前年比10件減)と減少しているものの、死者は18人(前年比9人増)と増加しています。

自転車による事故を減らすために自転車安全利用五則を徹底し、ドライバーから発見されやすい反射材用品などを着用しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



飲酒運転の撲滅

令和3年中の飲酒運転による事故発生件数は94件(前年比17件減)と減少したものの、依然として全国的に高い水準で推移しています。

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを心掛け、みんなが安心して暮らせる、飲酒運転のない社会をつくりましょう。

●問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897

4月から帰宅チャイムが夏時間に変わります

帰宅チャイムは、小・中学生を対象に、子どもたちが時計のないところで遊んでいても、家に帰る時間が分かるように鳴らしています。

◇1回目 小学生の帰宅

午後5時「夕焼け小焼け」

◇2回目 中学生の帰宅

午後6時半「家路」

学校の帰宅指導時間とは異なる場合もありますので、帰宅時間の目安にしてください。

●問い合わせ先

子ども・若者政策課 とも政策担当(すこやか交流プラザ内)

☎(580)1912